# 年金記録確認旭川地方第三者委員会(第297回)

## 第 145 回厚生年金部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年8月3日(水) 15時55分から17時05分まで
- 2 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
- 3 出席者

(委員)伊藤委員、皆川委員、小木田委員 (事務室) 五井野分室長、吉田次長ほか

## 4 主な議題

- (1) 年金記録に係る確認申立事案の審議
- (2) その他

#### 5 会議経過

(1) 継続案件5件と新規案件4件について、個別に審議を行った。

継続案件5件のうち、1件については年金記録の訂正の必要があるとの あっせん案を、また、4件については年金記録の訂正の必要はないとのあ っせん不要案を審議し、決定した。

新規案件4件については、関連資料や周辺事情等を総合的に判断し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点等があるかについて、議論が行われた。

(2) 次回の委員会は、平成 23 年8月 24 日 (水) に開催することとされた。

# 年金記録確認旭川地方第三者委員会(第298回)

## 第 126 回国民年金部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年8月11日(木) 15時55分から17時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
- 3 出席者
  - (委員) 金委員長、榎又委員、舟田委員、富田委員 (事務室) 五井野分室長、吉田次長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 年金記録に係る確認申立事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 継続案件4件と新規案件4件について、個別に審議を行った。

継続案件4件のうち2件については、年金記録の訂正の必要があるとの あっせん案を、また、2件については、年金記録の訂正の必要はないとの あっせん不要案を審議し、決定した。

新規案件4件については、関連資料や周辺事情等を総合的に判断し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点等があるかについて、議論が行われた。

(2) 次回の委員会は、平成 23 年8月 25 日 (木) に開催することとされた。

# 年金記録確認旭川地方第三者委員会(第299回)

## 第 146 回厚生年金部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年8月24日(水) 16時00分から17時45分まで
- 2 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
- 3 出席者

(委員) 林部会長、伊藤委員、皆川委員、小木田委員 (事務室) 五井野分室長、吉田次長ほか

## 4 主な議題

- (1) 年金記録に係る確認申立事案の審議
- (2) その他

#### 5 会議経過

(1) 継続案件4件と新規案件4件について、個別に審議を行った。 継続案件4件については年金記録の訂正の必要はないとのあっせん不要 案を審議し、決定した。

新規案件4件については、関連資料や周辺事情等を総合的に判断し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点等があるかについて、議論が行われた。

(2) 次回の委員会は、平成 23 年8月 31 日 (水) に開催することとされた。

# 年金記録確認旭川地方第三者委員会(第300回)

## 第127回国民年金部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年8月25日(木) 15時55分から17時20分まで
- 2 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
- 3 出席者

(委員)金委員長、榎又委員、舟田委員、富田委員 (事務室)五井野分室長、吉田次長ほか

## 4 主な議題

- (1) 年金記録に係る確認申立事案の審議
- (2) その他

#### 5 会議経過

(1) 継続案件1件と新規案件3件について、個別に審議を行った。 継続案件1件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案 を審議し、決定した。

新規案件3件については、関連資料や周辺事情等を総合的に判断し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点等があるかについて、議論が行われた。

(2) 次回の委員会は、平成23年9月7日(木)に開催することとされた。

# 年金記録確認旭川地方第三者委員会(第301回)

## 第 147 回厚生年金部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年8月31日(水) 16時00分から17時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
- 3 出席者

(委員) 林部会長、伊藤委員、皆川委員、小木田委員 (事務室) 吉田次長、鎌田主任調査員ほか

## 4 主な議題

- (1) 年金記録に係る確認申立事案の審議
- (2) その他

#### 5 会議経過

(1) 継続案件6件と新規案件3件について、個別に審議を行った。

継続案件6件のうち5件については、年金記録の訂正の必要があるとの あっせん案を、また、1件については、年金記録の訂正は必要ないとのあ っせん不要案を審議し、決定した。

新規案件3件については、関連資料や周辺事情等を総合的に判断し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点等があるかについて、議論が行われた。

(2) 次回の委員会は、平成23年9月7日(水)に開催することとされた。